

**令和 6 年度 町単独事業 （仮称）森町プロモーション戦略策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

この実施要領は、本町が（仮称）森町プロモーション戦略策定業務の委託契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の名称

令和 6 年度 町単独事業 （仮称）森町プロモーション戦略策定業務委託

3 業務内容

令和 6 年度 町単独事業 （仮称）森町プロモーション戦略策定業務委託仕様書のとおり（別紙）

4 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 17 日まで

5 見積限度額

8,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

6 選定方法

公募型プロポーザル方式による。

7 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本町から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがされていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (6) 公告の日において、本町の競争入札参加資格（物品製造等）の認定を受け

ていること。

- (7) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができること。
- (8) 静岡県内に本店又は営業所を有する者であること。

8 申込方法及びスケジュール

- (1) 実施要領及び提出様式の公告

公告日 : 令和6年7月2日(火)

公告場所: 森町ホームページ

- (2) 質問の受付及び回答

ア 受付期間: 令和6年7月8日(月)午後5時 まで

※ 質問票(様式6)により、電子メールにより送信すること。

イ 回答: 令和6年7月11日(木)に森町公式ホームページで公開

- (3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

① 企画提案書(様式1)

② 提案書(様式自由)

※ A4判長辺綴じ15ページ以内(表紙及び目次はページ数に含めない。)とすること。

③ 業務工程表(様式自由)

④ 業務の実施体制(様式2)

⑤ 類似業務実績(様式3)

⑥ 参考見積書(内訳書)(様式自由)

※ 経費を積算した内訳書を添付すること。

⑦ 会社等概要書(様式4)

イ 提出部数

①から⑦までの書類6部及び提出書類のPDFデータを入れた電子媒体一式

ウ 提出期限

令和6年7月26日(金)午後5時 まで

※ 企画提案書等の提出は、郵送又は持参すること。郵送の場合は、上記提出期限までに必着のこと。

- (4) 提出先及び問い合わせ先

〒437-0293 静岡県周知郡森町森 2101-1

森町役場政策企画課プロモーション戦略係

電話：0538-85-6305 FAX：0538-85-5259

E-mail：kouho@town.shizuoka-mori.lg.jp

9 審査に関する事項

(1) 提案書による審査

提出された企画提案書（様式1）等による。

審査に当たっては、別表「選定基準」に基づき、本町職員により審査を実施する。

(2) 書類提出を受けての審査

提出業者によるプレゼンテーションを実施する。

ア 開催日：令和6年8月2日（金）予定 ※開始時間は後日連絡

イ 開催場所：静岡県周智郡森町森 2101-1 森町役場内

ウ 出席者：実際に従事する担当者含む6人以内

エ 所要時間：1事業者当たり30分以内（質疑応答を含む。）

オ その他：

- ・ 企画提案書等に記載のない新たな提案や説明は認めない。
- ・ 順番は企画提案書の受付順とする。
- ・ 応募者が1事業者のみの場合であっても、プレゼンテーションを実施する。
- ・ 総合得点の5割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、受託候補者とししない。

(3) 審査結果

ア 得点上位の提案者から順位付けをし、第1位の者を受託候補者とする。

イ 失格、その他特別な理由により受託候補者として契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

ウ 審査結果については、実施者全員に連絡する。

エ 審査結果（内容）に対する問合せには、応じないものとする。また、異議申立ても受け付けられないものとする。

(4) 業者決定及び委託契約の締結

令和6年8月9日（金）予定

10 失格要件

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 提出期限内に提出書類を提出しなかった場合
- (3) 実施要領における諸条件に違反した場合

11 その他

- (1) 提出費用、書類等に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は申込者に帰属するが、審査結果の公表等に必要な場合には、本町は、当該著作権を無償で使用できることとする。
- (4) 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出すること。